

池田町会計年度任用職員（農業集落支援員） 募集要領

池田町では、次の要領で会計年度任用職員（農業集落支援員）を募集します。

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員です。正規職員との違いは、雇用が有期であることで、1回の任期が会計年度（4月1日から翌3月31日）ごとの最長1年です。任用期間中は地方公務員となるため、身分保障（不合理な理由で免職や懲戒処分を受けない）がある一方、服務規程（守秘義務、命令従事義務、信頼失墜行為の禁止、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。

1 募集職種及び必要資格等

- ・ 募集職種 : 農業集落支援員
- ・ 募集人数 : 1人
- ・ 業務内容 : 有害鳥獣対策に関する農業集落支援員として、地域おこし協力隊や鳥獣対策実施隊と連携した有害鳥獣対策業務の実施。
 - ・ 池田町における有害鳥獣対策の基幹的ポジション（ガバメントハンター）として、有害鳥獣による被害防止及び駆除に関する計画の策定や現場対応、及び有害鳥獣対策担当部署、地域おこし協力隊、鳥獣対策実施隊の支援。
 - ・ 町内各集落における有害鳥獣の生息状況点検や調査。
 - ・ 町内各集落の有害鳥獣対策に関する住民間の調整、及び住民と行政間の調整。
 - ・ 有害鳥獣担当町づくり協力隊員の研修や相談の対応。
- ・ 勤務時間等 : 勤務時間は、6:00-17:00のうち、勤務時間7時間30分・休憩1時間
勤務日 : 毎週月曜～金曜のうち、3日以上
上記を基本としますが、相談により決定します。
- ・ 報酬額 : 月額133,780円（勤務日数により変動します）
時間外勤務を命ずる場合があります。その場合は勤務時間に応じ超過勤務報を支給します。
- ・ 勤務地 : 池田町役場（振興課）
- ・ 必要な要件 : 下記による
 - ・ 有害鳥獣被害防止活動に関する知識を持ち、且つ有害鳥獣駆除に必要な免許を取得し、実際に活動が可能な方
 - ・ 有害鳥獣による地域被害を把握し、地域住民や農業経営者、猟友会の現状や地域の実情を把握し、積極的にコミュニケーションを図ることができる方
 - ・ 有害鳥獣対策による集落の維持・活性化に「熱意」と「意欲」を持って活動できる方

- ・普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している方
- ・パソコン（メール、ワード、エクセル等）の基本操作ができる方

次のいずれかに該当する方は、申し込みいただくことができません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・池田町の職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

2 待遇等

- | | |
|-----------|---|
| ①任用期間 | 任用の日～令和9年3月31日
(勤務態度・能力等により、再度の任用の可能性あり) |
| ②有給休暇 | 6か月勤務後、任用形態に応じた日数を付与 |
| ③賞与 | 支給あり |
| ④通勤にかかる費用 | 片道2km以上～距離に応じて支給 |
| ⑤加入保険 | 社会保険：勤務日数に応じて加入
雇用保険：勤務日数に応じて加入
労働災害保険等：有 |

3 選考申込方法及び選考方法

選考申込書に町指定の履歴書（市販の様式不可。自書により作成し、6か月以内に撮影した写真（無帽・上半身）1枚を貼付すること）を添え、郵送または持参してください。

- | | |
|--------|--|
| ①受付期限 | 随時とし、採用者が決まるまで募集予定 |
| ②受付時間 | 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く） |
| ③受付場所 | 池田町役場 総務課町づくり推進係 Tel：0261-62-3131
〒399-8696 北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6 |
| ④ 選考方法 | 書類選考及び面接による選考（応募順に選考を行います） |